

# 足利市地域福祉会館だより



令和4年3月号 足利市山下町1312番地1 ☎62-7690



山前絵手紙愛好会さんの作品  
春にちなんだ素晴らしい  
絵手紙の作品をいただき  
ました。  
次回号もお楽しみに！

## 健康・福祉講座「健康エクササイズで気分リフレッシュ！」報告

講師 地域包括支援センター三重・山前 看護師 柳田 悟美さん

メディカルフィットネスH&M 長 充代さん・岩野 佳奈さん

今回は、外出する機会が少なくなっている中、自宅でも簡単にできる軽運動を中心としたプログラムで12月2日に開催しました。

第1部では、コロナ禍で家に閉じこもりがちになり、人と交流する機会も減り、運動機能が低下することが問題となっている「コロナフレイル」について柳田さんから話ししていただきました。



第2部は、フィットネスクラブのインストラクターの方をお招きして、手軽にできる軽運動について学びました。冒頭、講師がサンタクロース姿で登場するなど、会場の雰囲気をもたせ、ユーモアセンスのある話でやる気を引き出してくれ、終始楽しく取り組むことができました。



## 人権セミナー「原発事故から10年～被害を語ることでできる社会へ～」実施報告

講師：宇都宮大学 国際学部 准教授 清水 奈名子 さん

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当初予定していた9月25日から11月27日に延期して開催しました。福島原発事故から10年の節目を迎えた現在もなお故郷に帰ることができず避難を余儀なくされている多くの方がいらっしゃいます。清水准教授は、避難されている方や放射線汚染地域の住民などへの被害調査を通じて、最も深刻な被害は、その後の非難や差別を恐れて語られていない可能性があると考えられるようになったとのこと。

最後に、被害の実態が見えにくくなっている状況にジェンダーが関係していることを指摘され、人間の弱さを受けとめる強さを持つとともに、「弱者」の立場に立った社会を考えていくことが必要だと話されました。

参加者の感想の一部を掲載させていただきます。

- ・差別がなくならない現状に胸が痛みます。
- ・あの事故から10年。いまだに進行中の現実を教えてくださいました。
- ・原発事故だけでなく、ジェンダーの問題にも触れた内容で興味深かった。
- ・どんな人権問題にも共通する課題や人々の思いが感じられた。



## 人権講演会「今ここにある差別～記者として向き合い、人として思う」実施報告

講師：信濃毎日新聞 記者 松沢 佳苗 さん



山前・三重・三和公民館と合同による人権講演会を1月23日に開催しました。対面による講演会は2年ぶりです。講師の松沢記者は、昨年、部落差別（同和問題）の特集記事「棘（とげ）刺さったまま 今ここにある差別」を執筆されています。取材活動の中で記事化を断念した結婚差別の実態について詳しく話されました。差別が不当で理不尽であることを理解しており、差別をする気がない人が、自分ではなく、家族に不利益が及ぶのを恐れて、「部落を避ける」ことにつながっていることを指摘されました。差別は、差別する側の問題であり、差別の対象とされている人だけに差別と戦わせるのはやめよう。一人ひとりが差別を自分事としてとらえ、向き合い、意識を変えていくことが大切である。差別を正当化する理由は何一つなく、偏見や差別がこの世からなくなることはないとしても、差別が通用しない社会にすることができると訴えられました。

参加者の感想の一部を掲載させていただきます。

- 当事者の方の葛藤と願い、そして、自分がどう向き合うか正しく判断して行動したいと思いました。偽善者にはなりたくないと常々思います。
- まだまだ部落差別がこんなに続いていることを全く知らずにいました。何が自分にできるのか分かりませんが、関心を持つようにしたいと思います。
- 同和問題をタブー視するのではなく、もっと堂々と本音で語れる場が大切だと思う。
- 差別が通用しない社会を作るのは私たち一人ひとりという視点を身に付ける努力をしたいと思います。



### 文芸コーナー（足利俳句会さんの作品より）

わが町の市制百年福寿草（くら）



とこしえに地上の星よあゆみあれ（ゆみ）

滑舌のかけきくけこか厚氷（房子）

衣ずれのかそけき歩初茶会（ヒロ子）

凜と咲き灰かに香り雪中花（トリ子）

おだやかな晩年信じ毛糸あむ（恵美子）

歩を止めてスマホに一句初隣（陽子）

飛行服の遺影と語る春灯し（善子）

新年会山のなかまは虎ばかり（弘一）

年ごとに母郷遠のく寒の朝（緋沙）

※雪中花…水仙の異称

### 《人権と福祉 トピックス》 アイヌの人々の人権問題 その2 ～国内外の取り組みについて～

1899年にアイヌ民族の保護と日本人に同化させるために、「北海道旧土人保護法」が制定され、1997年まで100年近く存続しました。「土人」には先住民族を軽蔑する意味を持ちます。その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りと尊厳を取り戻す動きが高まり、1997年に「アイヌ文化振興法」が成立しました。その後日本は、「先住民族の権利に関する国連宣言」を批准し、2008年に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。約10年後の2019年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が制定され、アイヌ民族を先住民と認める初めての法律が成立しました。

当館では生活上の各種相談を行っています。  
生活相談（経済問題）、職業相談、福祉相談

#### ◆相談受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

#### 編集後記

人権講演会を2年ぶりに対面で無事実施することができました。差別問題を自分事として問題を学び続ける姿勢は大切にしたいと思います。